

# 摂津市人権行政推進計画

(改訂版)

平成 25 年 (2013 年) 5 月  
摂 津 市



## 摂津市人権行政推進計画の改訂にあたって

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入を行うなど、人権に関する様々な施策が進められてきました。本市においても、今から30年前の昭和58年（1983年）に「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」を行い、平成9年（1997年）には「人間尊重のまちづくり条例」を制定して、オール摂津で、すべての市民の人権が尊重されるまちづくりを進めてきたところです。

しかし今もなお、生命・身体の安全にかかわる事象や不当な差別、人権侵害が存在しております。さらに近年、社会経済状況や生活環境が変化していく中、「人と人とのつながり」「支え合い」「思いやり」といった大切な心が薄らぎ、新たな人権課題も生じております。このような状況に対応するため、このたび平成16年（2004年）に策定した摂津市人権行政推進計画を改訂いたしました。

人権は、わたしたち誰もが生まれながらにして持っている、人間として幸せに生きていくための権利であり、日常生活とも密接に関係しているものです。今後ますます複雑・多様化すると思われる人権課題の解決に向けて計画を推進していくためには、行政だけではなく、市民、事業者との協働での取組みがますます必要となっております。あらためて「つながり・絆」の大切さを認識し、人権尊重と恒久平和という普遍の願いをかなえるため、これまで多くの人たちによって築かれた成果を次代へ継承し、今ある者の責務として発展させてまいります。また、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約の5つの心を大切にする「人間基礎教育」の実践により、人と人とのつながり・絆を深め、「みんなが育む つながりのまち摂津」を実現してまいりますので、一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びになりましたが、本計画を改訂するにあたりご審議賜りました摂津市人間尊重のまちづくり審議会の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成25年（2013年）5月

摂津市長 森 山 一 正

# 目 次

## I 基本方針

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 1   | はじめに                   | 1  |
| 2   | 摂津市における人権をめぐる状況        | 2  |
| (1) | 国内外の人権尊重の潮流            | 2  |
| (2) | 摂津市におけるこれまでの取り組みと現状    | 4  |
| (3) | 取り組むべき課題               | 7  |
| 3   | 基本理念                   | 11 |
| 4   | 人権行政の基本方向              | 12 |
| (1) | 人権意識の高揚を図るための施策        | 12 |
| (2) | 人権擁護に関する施策             | 14 |
| 5   | 推進にあたって                | 16 |
| (1) | 市内の推進体制                | 16 |
| (2) | 法務局、大阪府、他市町村、公益法人等との連携 | 16 |
| (3) | 市民・学校・事業者との協働          | 16 |

## II 推進プラン

|     |           |    |
|-----|-----------|----|
| 1   | 推進プランの趣旨  | 17 |
| 2   | 推進プランの性格等 | 18 |
| 3   | 計画の進行管理   | 18 |
| (1) | 計画期間      | 18 |
| (2) | 進行管理      | 18 |
| 4   | 具体的施策・計画  | 19 |
| (1) | 人権啓発      | 19 |
| (2) | 人権教育      | 20 |
| (3) | 人権擁護      | 21 |
| (4) | 保健福祉      | 22 |
| (5) | 市民生活      | 24 |
| (6) | 国際化       | 25 |

### Ⅲ 資料編

|   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| ① | 憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言  | 27 |
| ② | 摂津市人間尊重のまちづくり条例     | 28 |
| ③ | 社会の現状と市民の意識（人権課題別）  | 29 |
| ④ | 世界人権宣言              | 34 |
| ⑤ | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 39 |
| ⑥ | 国内外の動き              | 41 |
| ⑦ | 摂津市人権行政推進本部設置要綱     | 46 |



# I 基本方針



# I 基本方針

## 1 はじめに

第4次摂津市総合計画においては、まちづくりの目標の一つとして「暮らしにやさしく笑顔があふれるまち」を掲げ、核兵器のない平和な世界において、あらゆる差別や偏見を解消し、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、男女の差別なく元気に活動でき、また、あらゆる立場の人が住み慣れた地域や家庭の中で安心して暮らすことができる社会の実現をめざしています。

現代社会においては、人間関係が希薄化するとともに、あいさつを交わすことも少なくなり、さらには、相手を思いやる心も失われつつあるように感じられます。今一度、私たち一人ひとりがつながりや絆を強くするよう努めるとともに、これまで多くの人たちの努力により人権諸問題の解消に向け取り組まれた成果を無駄にすることなく次世代へと引き継ぎ、より発展させていかなければなりません。

そのためには、行政が担うすべての施策に人権並びに男女共同参画の視点を盛り込み、市民・事業者・行政が※協働し、摂津市全体で取り組む必要があります。

こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた人権行政の成果と課題を踏まえつつ、平成23年(2011年)に一部変更された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に示された人権課題の解決に向け、新たな総合行政としての人権行政を積極的に推進するため、本計画を一部改訂するものです。

.....

### ※協働

第4次摂津市総合計画において、摂津市がめざす協働の姿を次のように示しています。

「めざす将来像の実現に向けて、摂津市に関わるみんなが主体性をもって、互いの特性を尊重しながら、共通の目標を達成するために対等な立場で連携・協力します。そのために、市民、事業者、行政などそれぞれが担うことや有効な協働方法をともに考えます。さらに、新たな展開による地域コミュニティの形成、地域の分権を進めます。」

## 2 摂津市における人権をめぐる状況

### (1) 国内外の人権尊重の潮流

国連において昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日に採択された「世界人権宣言」は、人類に多大な犠牲をもたらした二度の世界大戦を反省するとともに、恒久平和に向けた差別撤廃と人権確立をめざしたものです。この宣言の精神は、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準であり、世界各国の憲法や法律にも数多く取り入れられています。また、この宣言を具体化するため、「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」など人権に関する様々な条約を採択しています。

さらに国連では、人類社会の最も基本的なルールである人権を確立し、世界のすべての人々が幸せな未来を迎えられるよう、平成 6 年（1994 年）第 49 回総会において、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議しました。この他、「国連識字の 10 年」が平成 15 年（2003 年）から平成 24 年（2012 年）まで続いているほか、平成 22 年（2010 年）～平成 26 年（2014 年）は、「人権教育のための国連 10 年」の終了を受けて策定された「人権教育のための世界計画」の第 2 段階とされています。この第 2 段階では、「高等教育における人権教育、並びにあらゆるレベルの教員と教育者、公務員、法執行官、軍関係者に対する人権研修」に焦点を当てること国連人権理事会で採択されました。

人権理事会とは、平成 18 年（2006 年）の国連総会決議により、それまで経済社会理事会の下にあった人権委員会を、※人権の主流化を進め人権問題の対応能力を強化するため、改組したものです。

我が国においても、人権関係の新たな法律の制定等の積極的な取組みが推し進められてきています。平成 8 年（1996 年）の「地域改善対策協議会意見具申」は、21 世紀を「人権の世紀」とできるとし、「国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である」と指摘して、同和問題の早期解決をめざす取組みの一層の広がりや深化の方向を求めるとともに、特別対策の終了による一般対策への移行の方向も示しました。

.....

#### ※人権の主流化

平成 17 年（2005 年）3 月、国連のアナン事務総長が、報告書（「より大きな自由を求めて」）の中で国連活動の柱である開発・安全・人権の密接な関連性を踏まえ、国連のすべての活動で人権の視点を強化する考え（「人権の主流化」）を提唱しました。

平成9年(1997年)3月には、「人権擁護施策推進法」が施行され、これに基づき「人権擁護推進審議会」が設置されました。平成11年(1999年)には同審議会から人権教育、啓発に関する施策の基本的事項の答申が出され、これを受け平成12年(2000年)12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成14年(2002年)3月には、法律に基づく基本計画の策定が行われています。

この間の様々な人権に関する主な法律の整備状況は、別添資料編の年表のとおりです。

大阪府では、人権尊重の大切さを示し、府の人権施策を進める枠組みをつくり、すべての人権が尊重される社会をめざして、平成10年(1998年)「大阪人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。そして、この条例の具体化のために、平成13年(2001年)3月には「大阪府人権施策推進基本方針」を策定し、府政推進の基本理念を掲げています。

とりわけ同和問題については、平成13年(2001年)9月に出された「大阪府同和対策審議会答申」に基づき部落差別を解消し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざして、周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図ることを基本目標とし、財政上の特別措置を講じるための法律が失効した平成14年(2002年)からは一般施策を活用して同和問題の解決に取り組むとともに、平成20年(2008年)の大阪府同和問題解決推進審議会の提言を踏まえ、府民の信頼と理解のもとで、同和問題解決に向けた効果的な取組みを推進してきたところです。

しかし、平成22年(2010年)に実施した「人権問題に関する府民意識調査」によると、同和地区や同和地区に住まいする人に対する差別意識は67.0%、また、住宅を選ぶ際に同和地区内の物件を忌避するという人が55%あり、今もなお差別意識の解消は進んでいないことも明らかになりました。

近年では、戸籍謄本等不正入手・差別身元調査事件の発覚、また府内リサーチ会社による同和地区の所在地等の調査・報告といった事実が判明しています。

対応として、平成18年(2006年)「大阪府戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部」が設置され、平成21年度(2009年度)から戸籍謄本等を第三者が取得した場合に交付事実を通知する「本人通知制度」の導入が府内市町村で進んでいます。さらには平成23年(2011年)「大阪府部落差別事象に係る調査等に関する条例」の一部を改正し、新たに「土地調査等」を行うものを規制の対象に加え、府民の基本的な人権の擁護に努めているところです。

## (2) 摂津市におけるこれまでの取組みと現状

本市は、「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」へと市民の意識が変化し、人々の地域づくりへの関心が高まる中で、人権尊重の社会づくりの潮流に沿って昭和58年(1983年)に「憲法を守り人間を尊重する平和都市」を宣言しました。そして、この宣言を具体的なものとするため、平成9年(1997年)には、「人間尊重のまちづくり条例」を施行するとともに、人権施策の総合的な審議機関として「摂津市人間尊重のまちづくり審議会」を設置しました。その後は、人権行政を重要な柱と位置付け推進計画を策定し、「暮らしにやさしく笑顔があふれるまち」をめざし、全庁あげて人権施策を推し進めています。

また、人権を取り巻く環境の急激な変化に対応できる組織として、平成9年(1997年)4月に同和対策課から人権同和対策課に機構改革、平成17年(2005年)に人権推進課、更に平成23年(2011年)には人権女性政策課に再編し、「平和と人権を大切にするまち、男女が共同で参画できるまち、誰もが安心していきいきと暮らすことができるまち」の構築に向けた人権行政の中軸として位置付け、総合行政として推進できる体制を整備しました。市制施行後の取組みの経過は、別添資料編の年表のとおりです。

一方、市民の啓発活動では、これまでの同和行政が、日本の人権施策をリードしてきたという側面を踏まえ、同和問題に関わる団体の「摂津市同和事業促進協議会」と人権問題に関わる団体の「摂津市人権教育推進委員協議会」の双方と連携してきました。その後、より幅広い人権啓発活動を展開するため両団体は発展的に統合し、平成9年(1997年)「摂津市人権教育啓発推進協議会」として発足、さらに平成17年(2005年)には「摂津市人権協会」に改組、名称変更を行い、今日に至るまで継続して市民の自主的な活動をベースに取り組みされてきました。

同時に、毎年世界人権宣言摂津連絡会議と共催する人権週間の諸事業を通して、市民参加を促進し、市民が主体となって地域に根差した活動を継続することにより、多様な人権問題の解消に努め、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるところです。

今日においても、様々な差別が依然として根強く存在し、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の人権に関わる課題や、社会・経済状況の大きな変化からインターネットによる人権侵害、ホームレス、個人情報保護の問題、※セクシュアル・マイノリティ、婚外子(非嫡出子)、※孤立死、いじめや体罰、原発事故による風評被害等々の新たな課題も湧き出しており、市民のニーズが高度化・多様化する中、行政が果たす役割も確実に増加してきています。

さて、本市が、平成18年(2006年)に実施した「人権問題に関する市民意

識調査」結果を見ると、「人間社会では、ある程度の差別はしかたがない」という考え方に対し、否定的な意見（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計）が 42.9%となっており、おおむね半数近くの市民が差別に対して何らかの問題意識をもっています。

そして、「人権を守るためには、国や市は積極的に必要な対策をとるべきだと思う」という考え方については、「現状で十分である（5.4%）」との意見を大きく上回り、45.5%の人が「必要と思う」としています。

また、「あなたは日本の社会にどのような人権問題があると思いますか」との問いに対し、近年の社会状況を受けて、障害者・女性・犯罪被害者・高齢者・H I Vなどの感染者・子どもに関する人権問題に高い関心が寄せられていることがわかります。

しかし一方で、普段の生活意識や慣習に関する考え方についてみると、「子どもの結婚相手について身元調査をすることは必要だ。」とする考え方に否定的な意見は 46.4%（「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計）と半数に満たない状況です。また、具体的に同和地区の人との結婚に対しては、「子どもの意志を尊重する（既婚者の 47.1%）」、「親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意志を貫いて結婚する（未婚者の 39.8%）」と当事者の意志を尊重する考え方の割合が高い反面、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない（既婚者の 26.5%）」「親の説得に全力を傾けたのちに、それでも反対するならば結婚しない（未婚者の 20.5%）」というように、同和地区に対する忌避意識が根深く潜在していることがわかります。

このような市民の意識状況からも、本市がこれまで市民一般を対象として実施してきた講演会、映画会、人権啓発パネル展、人権教育作品展等については、市民の人権への関心も向上し、人権問題に対する正しい理解や認識が深まるなど一定の成果をあげてはきましたが、市民一人ひとりが積極的に参加し、自らの問題としてとらえ、自己変革をしていく域には未だ達していない状況にあるといえます。

.....

※セクシュアル・マイノリティ（Sexual Minority）

「性的少数者」と訳される。何らかの意味で「性」のあり方が非典型的な人のこと。同性愛者、両性愛者、性同一性障害等。人間の性まつわる活動を、単純に2種類に分類できると想定した諸制度から少数派とされる。「少数派」という表現には社会的排除や見えない差別的意味合いが含まれる。

※孤立死

地域社会とのつながりを持たない状態で死に至り、死亡した事実が長期間誰にも気付かれなかったという状態を指す。「孤独死」とともに用いられる表現。

したがって、本市は、市民の個々の人権を確立するためにも、市民ニーズを基礎とし、それぞれの問題の関連性などを考えた総合的、体系的な人権施策を押し進め「人間尊重のまちづくり」を推進しなければなりません。そのためには、これからの人権行政は、啓発（予防）だけでなく、支援・救済機能の充実の観点が必要であり、従来の人権課題に加え、新たな人権課題に対応できる体制づくりが必要となっています。

本市の第4次総合計画においても市民・事業者・行政とが協働しながら、より良い社会を創造していくことの重要性が再確認されましたが、一人ひとりが構成メンバーとして尊重される地域社会＝コミュニティを築いていくことをめざして、既存の行政機関や市民団体（※NPO等）だけではなく、ボランティア・※NGO・障害者などの当事者組織など、幅広い個人や組織が連携しながら、それぞれが担える役割を果たしていく、正に協働して取り組むことが強く求められています。

.....

※NPO（Non-Profit Organization の略）  
「特定非営利活動法人」と訳される。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体総称。

※NGO（Non-Governmental Organization の略）  
国際協力に携わる「非政府組織」「民間団体」のこと。

### (3) 取り組むべき課題

これまでも人権問題に対する様々な取り組みを行ってきましたが、依然として人権が侵害される事例も多く生じており、その態様は個人の間で発生する人権侵害のほか公権力やマスメディアによるものもあります。

平成 23 年（2011 年）には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更により、新たに北朝鮮当局による拉致問題等が人権課題に含まれました。このような中で、摂津市民の意識の状況も踏まえ、取り組むべき主要な課題としては次に示すようなものがあります。

なお、人権課題については、それぞれに取り組みを進めるべきものであり、記載の順序が取り組みの優先順位を表すものではありません。

#### ◎ 女性に関する課題

固定的な性別役割分担意識や※ジェンダーに基づく差別、偏見は未だに根強いものがあり、個人の自立を阻む大きな要因になっています。また、重大な人権侵害である女性に対する暴力は、DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春など様々な形態で存在し、家庭や地域、職場、学校等あらゆる状況下で起こっているにも関わらず潜在化する傾向にあるとともに、社会の理解も不十分で個人の問題とされがちです。

#### ◎ 子どもに関する課題

社会経済状況や家族形態の変化等により、子育てに対する不安感や負担感は大きく、子どもに対する虐待の増加、学校における暴力行為やいじめ、自殺、不登校の問題など、子どもを取り巻く環境はますます深刻になっています。子どもたちが地域の中でのびのびと健やかに成長できるよう、地域の中でつながって楽しく子育てができる環境づくりが必要です。

.....

※ジェンダー (gender)  
「社会的性別」と訳される。人間は、生まれつきの生物学的性別 (セックス/sex) がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を社会的性別 (ジェンダー) という。  
「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。また、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もある。

## ◎ 高齢者に関する課題

高齢社会が急速に進む中、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加する傾向にあり、地域から孤立した介護者、男性介護者、老老介護、生活困窮家庭等ハイリスクの世帯が見えています。また、認知症高齢者、障害や疾病を有する高齢者を中心に、日常生活において財産や金銭を詐取されたり、暴力やいじめにあうといった問題も発生しています。可能な限り高齢者が住みなれた地域で生活続けることができるよう、必要なサービスを提供できる体制と地域全体で高齢者の生活を支える仕組みが必要です。

## ◎ 障害者に関する課題

施設や病院等における不当な処遇など人権侵害にかかわる事例の発生のほか、障害及び障害者に対する理解と認識の不足から、就労における差別や入居拒否などの問題が依然として存在しています。

また、精神疾患や精神障害者に対する誤解による偏見は根強く、社会福祉施設等の設置に際し、住民や地域社会の強い反対運動が起こるといった問題もあります。

## ◎ 同和問題に関する課題

平成 18 年（2006 年）に実施した摂津市民意識調査や平成 22 年（2010 年）の大阪府民意識調査などによると、今なお同和問題に関わりたくない、避けたいという「忌避意識」が払拭されず、様々な形で差別事象が発生しています。

最近においても、戸籍謄本の不正入手や調査業者が「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」に違反する部落差別につながる身元調査や同和地区の所在地調査・報告を行い、同条例に基づいて府が処分するという重大な事件が発生するなど、同和問題が解決されたとはいえない状況にあります。

また、本市においても、同和地区の有無についての問い合わせの電話や戸籍謄本の不正入手があるなど、部落差別事象が起こっています。私たちの身近に同和地区出身者、また「ふるさと」を名乗りたいのに差別のために名乗れない人がいることを意識した取組みが必要です。

## ◎ 犯罪被害者等に関する課題

家族も含めた直接的な被害に加え、社会の無理解等から被害後に生じる二次的被害に苦しんだり、被害の一端が自分自身に原因があるかのように誤解され、孤立し、十分な支援を受けられていない現実があります。

また、近年のインターネット等を通じた事件後の報道の加熱も、被害者並びに家族の人権を著しく侵害するものと考えられます。誰もが犯罪被害者になる可能性があることから、自らの課題として理解を深めなければなりません。犯罪被害者等のプライバシーを尊重し、関係機関が連携、支援するとともに地域・職場等社会全体で支える必要があります。

## ◎ 外国人に関する課題

国際化が進んだことにより、諸外国との人的・物的交流が飛躍的に拡大し、我が国に在留する外国人が増えつつある中、就労に際しての差別のほか、外国人への入居・入店拒否が起こっています。

また一方、在日韓国・朝鮮人に対する差別の問題があります。その多くは、歴史的経過の中で第二次世界大戦当時から日本に暮らしている人とその子孫であり、終戦後も何らかの事情により多くの人々が帰国できずに日本にとどまることになりましたが、差別を避けるために本名を名乗ることができず、日本名（通名）で生活せざるをえない現状も多いといった様々な問題があります。

## ◎ HIV感染者・ハンセン病回復者等に関する課題

医学的に正しい情報によらず、誤った知識や思い込みによる偏見等により、感染した人たちが差別に苦しんできた実態があります。その代表的な事例が、HIV感染者・エイズ、ハンセン病回復者の人権問題です。

HIVについては、日常生活の中で一緒にいたとしても感染するものではなく、また、HIVに感染してもすぐにエイズを発症するわけではなく、現在では、治療によってその発症を予防したり、遅らせたりすることが可能であり、治療効果の期待できる慢性疾患の一つです。

ハンセン病回復者については、国の施策の被害者といえるため行政に対する不信感は強く、地域社会に復帰しても偏見のため声を上げることができず、もとの療養所に戻る人も多いという問題があります。

## ◎ 北朝鮮当局による拉致問題等に関する課題

平成14年（2002年）に平城で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮当局は初めて日本人の拉致を認め、謝罪し、再発の防止を約束しました。現在、日本政府は17人の日本人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しており、その内5人が平成14年（2002年）10月15日に24年ぶりの帰国を実現しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は未だ解決に向けての具体的な行動を取っていません。日本政府は国の責任において、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしていますが、拉致問題等の解決は、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支援が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

## ◎ インターネットによる人権侵害に関する課題

高度情報化社会（IT社会）の急激な進歩により、日本のインターネット利用人口は急激に増加しています。

利用者が手軽で便利に情報を入手できるだけでなく、誰もが容易に情報を発信できる利便性がある反面、情報通信技術を利用した個人情報の勝手な収集や利用、誤った個人情報の流通により個人の権利利益を侵害する危険性があります。

また、インターネット上で他人を誹謗中傷したり差別を助長したりする表現や有害情報の氾濫など、人権に関わる問題が多発しています。

## ◎ その他、近年関心を持つべき課題

アイヌの人々、刑を終えて出所した人たち、原爆被害者等の人権問題や、ホームレス（野宿生活者）、セクシュアル・マイノリティとされる人々等の人権問題、婚外子（非嫡出子）、孤立死、自殺防止、いじめや体罰等、人権課題は複雑多岐にわたっており、複合的に現れることもあります。

また、未だに復興のめどがたたず避難を余儀なくされている東日本大震災・原子力発電所事故による福島の人たちに対する差別（風評被害や差別）も関心を持つべき人権課題です。

以上の課題で統計的な事項については、別添資料として掲載しているとおりです。

### 3 基本理念

本市は、平和のうちに生存する権利並びに人間としての尊厳及び幸福追求の権利が尊重されることが全人類の切実な願いであるとの認識のもとに、いろいろな価値観を認め合う意識を根付かせ、やさしさにあふれお互いの人権を尊重しながらともに生きていく平和なまちを築くことをめざしています。そのためには、すべての国民は基本的人権を享有し、法の下において平等であるとする日本国憲法及びすべての人間は生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとする世界人権宣言の精神を基本理念として、部落差別や女性差別など、様々な差別をなくし、人権意識の高揚を図り、すべての市民の人権が尊重される人間尊重のまちづくりを推進しなければなりません。

人権の尊重とその確立は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する基本的な問題であり、平和と民主主義を実現する具体的な課題です。そして、人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。すべての人は、人間として皆同じ人権を有しており、一人ひとりがかげがえのない存在であるということを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い、多様性を尊重することが必要です。

これまで、人権に関わる施策は、教育啓発活動と公共施設や道路といった施設整備などの取組みを中心に展開されてきましたが、今後はそればかりでなく、すべての人が情報や市民活動の成果などを活用することのできる環境を整備するとともに、行政が市民による主体的な取組みとの有機的連携を図ることによって、地域全体の人権文化を豊かなものにしていくことが大切です。

たとえば、障害者の人権問題に取り組む際に、障害者に対する偏見など、意識のバリア（障壁）を取り除くとともに、物理的、制度的なバリアをなくすために、道路等に段差のないまちづくりや障害者の自立と社会参加を推進するための制度を整備する必要があります。障害者にとってバリアを感じさせないまちは、高齢者をはじめすべての人にとって住みやすいまちとなり、人権文化はそれだけ豊かになるのです。また、一人ひとりが自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合うことが重要です。

したがって、本市総合計画が目標としている「みんなが育むつながりのまち摂津」そして「人間尊重のまちづくり」を実現していくために、自治体行政が市民の基本的権利を確立し、公共の福祉を実現するための総合的な人権行政の推進であるという認識に立ち、すべての施策の根底に人権尊重、男女共同参画の視点を盛り込み、新たな総合行政としての人権行政を積極的に推進し、人権侵害をなくし、人権という普遍的文化の創造をめざすことを基本理念とします。

## 4 人権行政の基本方向

摂津市人間尊重のまちづくり条例に示されている、人権擁護に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、それぞれの概念、内容を明確にする必要があります。

前述した「基本理念」を踏まえて行うべき人権にかかわる施策の多くは、国、大阪府その他人権関係団体等と連携を図りながら、摂津市人間尊重のまちづくり審議会等の意見を踏まえて、実施されるものとなっています。

人権という普遍的文化の創造とは、すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践することであり、またそのような生き方を可能にするソフト面・ハード面での社会的な環境や条件を整備することです。

したがって、それぞれの人権課題に応じて、効果的に推進するためには、これらの課題に共通する施策を積極的に推進するとともに、課題ごとの取組み、とりわけ市民の自立や社会参加を促進するための施策や制度を充実していくことを基本に、人権問題についての実態の把握に努めながら、人権行政を推進していくことが必要です。

### (1) 人権意識の高揚を図るための施策

市民一人ひとりが、人権の意義や価値についての理解を深め、差別意識の解消とすべての人の人権を尊重する態度や行動を身に付けるため、本計画の基本理念に基づき人権教育啓発活動を推進するとともに、市民の主体的な活動を促進していきます。

#### 〔視点〕

- ◎市民が主体的に社会生活を送るうえで、身に付けておくべき基本的な社会のルールとして、互いの尊厳と権利を尊重することの大切さを理解すること。
- ◎市民が、日本国憲法や人権関連諸条約上の人権の理念や内容を深く理解し、自らの生活や活動の中で具体的に生かす態度や問題解決能力を身に付けること。
- ◎異なる文化・価値観を持った人々との出会いや交流を通じ、豊かな人間関係を結ぶことにより、偏見や無理解をなくし、多様性を認め合う価値観を身に付けること。

- ◎人権意識の高揚を図るための施策は、市民一人ひとりの心の在り方に密接にかかわることから、市民の自主的・自発的な取組みを促すことを基本になされるべきであること。
- ◎地域社会や市民団体（NPO等）が、主体的に自己実現をめざす個人の活動の場となり、また、それらの活動が人権意識の高揚に役立つこと。
- ◎市民が身に付けた人権尊重の態度を、日常生活や職場等の活動の場において実践できること。

## 〔施策の方向〕

### ①人権教育啓発活動の推進

人権教育啓発活動は、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場や機会をとらえて、推進する必要があります。その中で人権問題を的確にとらえる感性や人権を重視する姿勢をはぐくむことが重要です。

したがって、幼少期から生命の尊さや人の人たる道（人間として基本的に守らなければならないルール）に気付かせ、豊かな情操や思いやりの心をはぐくみ、お互いを大切にできる態度と人格の育成をめざす人権基礎教育に取り組むことは、その後の成長に応じた人権教育啓発活動を実効的なものとするうえで、大きな役割を果たすと考えられます。

このため、これまで蓄積された人権教育啓発活動の成果を発展させ、人権に関する学習の機会を、学校、職場、地域などで一層充実させるとともに、従来の知識習得中心型の学習から、態度や行動に結び付くような実践的な学習へと転換を図る必要があります。

さらに、人権が尊重される社会の実現に深くかかわる立場にある者が、常に人権尊重の意識や態度をもって、職務の遂行に臨むことが重要であり、本市の職員研修をはじめとする人権教育を充実します。

### ②人権教育啓発活動に取り組む指導者の養成

市民が日頃から人権問題について考え、自主的・自発的にその解決に取り組むことが重要であることから、市民の身近なところで人権教育啓発活動に取り組む指導者の養成や、人権教育を効果的に推進するために重要な役割を果たす専門的な指導者の養成を図ります。また、そのために、人権教育に関する諸機関との連携や支援に努めます。

### ③人権教育啓発活動に関する市民の自主的な活動の促進

多様な文化や価値観を大切にしよう豊かな人権文化を創造するためには、市民の自主的・主体的な取組みを促すとともに、地域において様々な人々がふれあい、交流する場を増やし、相互理解を促進することが重要です。このため、あらゆる差別の撤廃と市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権文化の定着と人権尊重の明るいまちづくりをめざすことを目的に設立された摂津市人権協会の幅広い活動を積極的に支援し、地域における市民の人権意識の向上を図るとともに、市民や事業者による人権教育啓発活動や市民の交流・相互理解のための自主的・主体的な活動を促す環境を整備します。

### ④人権教育啓発活動に関する情報収集・提供機能の充実

市民・学校・事業者など、人権教育啓発活動の各実施主体に対し、必要に応じて人権教育啓発活動についての知識・手法や講師・教材、あるいは活動事例等についての情報などが適切に提供できるよう、人権教育啓発活動に関する情報収集・提供機能の充実を図ります。

## (2) 人権擁護に関する施策

人権教育啓発活動により人権意識の高揚に努めるとともに、市民が自立や社会参加を通じて、自己実現を図ることができるよう支援します。

また、人権侵害を受けた人、または受けるおそれのある人に対しては、啓発活動だけでなく、支援・救済機能の充実の観点が必要であり、幅広い個人や組織との連携により、人権擁護の充実を図ります。

#### 〔視点〕

- ◎人権侵害につながる問題に直面した市民が、主体的な判断に基づいて課題の解決ができるよう、支援がなされること。
- ◎市民一人ひとりの自己実現のための主体的な取組みが尊重され、促進されること。
- ◎人権にかかる問題が生じた場合に、一人で悩むのではなく、解決方策について身近に相談できること。
- ◎人権侵害を受けた人、または受けるおそれのある人が、迅速に適切な保護・救済を受けることができること。
- ◎人権侵害を予防するための取組みがなされること。

## 〔施策の方向〕

### ① 市民の主体的な判断・自己実現の支援

市民が人権侵害を受けたり、人権侵害につながる問題に直面したときに、解決のための手立てを探し出し助言をしながら、主体的に判断して解決できるよう、各種の相談機関や人権擁護に関する様々な支援情報を効果的に提供します。

さらに、市民が自立や社会参加を通じて、自己実現を図ることができるよう支援するため、必要な支援情報の提供や※エンパワーメントのための施策を推進します。

### ② 人権にかかわる相談窓口の整備・充実

人権侵害にかかわる問題が生じた場合に、一人で悩むのではなく、市民が身近に解決方策について相談できる窓口が必要です。

本市においては、人権なんでも相談、人権擁護相談、外国人市民相談、労働相談、女性問題についての相談など法務局並びに関係機関の協力を得て、人権侵害を受けた人または受けるおそれのある人を対象に、人権全般についての幅広い相談窓口を開設しています。

また、きめ細やかな対応ができるよう人権にかかわる施設の相談機能の充実や各相談機関の相談員等の資質の向上を図るとともに、相談機関同士が連携し、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりを進めていきます。

### ③ 人権救済・保護システムの充実

自らの人権を自ら守ることが困難な状況にある市民については、相談窓口から個別の施策や人権救済のための機関を紹介又は助言することにより、事案に即した柔軟な対応を図ることで、市民の権利擁護や人権侵害の予防を図っているところです。

なお、人権問題にかかわる紛争処理については、現行制度では、国の事務となっており、法務省の人権擁護機関が重要な役割を果たしています。しかしながら、被害者救済の実効性に限界があるため、国の人権擁護推進審議会において、新たな人権救済制度の在り方について答申が出されたところです。

本市においては、大阪府と連携し、こうした動向も踏まえながら、救済すべき事案を適切に人権救済の手続きに乗せていくことができるよう、国の人権救済機関への要望や連携協力体制を構築していきます。

.....

※エンパワーメント

自らの意識を高め能力を引き出し、政治的、経済的、社会的及び文化的な力を持った存在となること。

## 5 推進にあたって

以上に提示した、人権尊重の基本理念を基礎にした行政施策を展開するとともに、前述の基本方向に沿った人権施策を着実に推進するため、具体的な推進プランを策定します。

また、社会情勢や価値観の変化に伴い、新たな人権問題が発生した場合は、これに的確に対応するため、必要に応じて、基本方針の見直しを行うこととします。

### (1) 庁内の推進体制

平成3年(1991年)に設置した、市長を本部長とする「人権啓発推進本部」を、平成24年(2012年)8月、本市の人権擁護に関する施策を総合的に企画調整し、計画的に推進することを目的として「摂津市人権行政推進本部」に改めました。この推進本部が中心となり、計画の基本方針に基づいた総合的な見地から、総合計画をはじめ個別の分野別計画との整合性を図りながら、人権施策を推進します。また、人権問題の実情を踏まえ、各部局から選出された推進本部幹事会が具体的な施策の企画・調整・点検を行うとともに、人権施策の効果的な推進に努めます。

### (2) 法務局、大阪府、他市町村、公益法人等との連携

人権施策を効果的に推進するには、法務局、大阪府、他市町村、財団法人大阪府人権協会などの公益法人等との連携は不可欠であり、市が実施する施策、中域的又は広域的に実施する施策などに応じて連携強化を図りながら推進します。また、そのためには、それぞれが保有する人権教育啓発活動の推進に必要な情報を共有することが必要であることから、これまで以上に情報共有化の機会の拡充等、連携強化を図ります。

### (3) 市民・学校・事業者との協働

これまで、摂津市人権協会、摂津地区人権推進企業連絡会、世界人権宣言摂津連絡会議をはじめ、市民・学校・事業者の皆さんがそれぞれの立場で人権問題の解決のために様々な取り組みを行ってきました。今後も、地域の実情に応じた草の根的な人権教育啓発活動の取り組みが期待されるため、これまで以上に市民・学校・事業者・行政が連携を深めながら、人権施策を効果的に推進していくため、協働関係の構築を図ります。

## Ⅱ 推進プラン



## Ⅱ 推進プラン

### 1 推進プランの趣旨

摂津市では、人権問題を行政の重要な柱と位置付け、いろいろな価値観を認め合う意識を根付かせ、やさしさにあふれお互いの人権を尊重しながら、ともに生きていく平和なまちを築くため、あらゆる偏見や差別の解消をめざし、人権教育啓発活動の充実や人にやさしいまちづくりに取り組んできました。

そうした結果、人権問題への基本的理解と認識は深まり、人権意識は総じて高まりつつあります。

しかしながら、同和問題をはじめとする様々な人権問題が存在しているほか、疾病に起因した人権問題やインターネットを利用した差別事象も発生するなど、社会経済情勢の変化に伴い新たな人権問題も発生しています。このように人権問題は、誰にも起りうる身近な問題として考える必要があります。

人権教育啓発活動の目的は、個人一人ひとりがそれぞれ異なった存在であることを理解し、人権問題が他人事ではなく、時には無意識のうちに他人の人権を侵害し、また逆に侵害される立場に立たされる可能性があることについて認識を促し、他人の人格や人権を尊重することは自分の人格や人権が尊重されることに他ならないという意識や考え方を定着させることにあります。そして、人権尊重社会の実現のため、学校教育、家庭教育、地域における教育・学習、職場内教育といったあらゆる機会・場を通して、すべての人々がそれぞれの問題の本質を理解し、人権尊重を具体的に実践する態度・技能を身に付けるよう、積極的な人権教育啓発活動を推進しなければなりません。

また、高齢者や障害者をはじめ市民の誰もが安心して日常生活や社会活動を営めるよう、公共施設や民間施設の改修整備を促進するなど福祉のまちづくりを推進するとともに、近年の社会経済状況の変化から複合的に困難な課題を抱えている状況が多く見受けられるため、市民が人権侵害を受けたり、人権侵害につながる問題に直面した場合、さらにきめ細やかな対応ができるよう人権にかかわる相談機能の充実や、各相談機関の相談員等の資質の向上を図る必要があります。

このような趣旨を踏まえ、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちをめざし推進するための具体的施策を示すものです。

## 2 推進プランの性格等

推進プランは、「第4次摂津市総合計画」に基づく人権施策に関する分野別計画であり、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に示された人権問題の解決をめざして、今後推進する具体的施策の内容等を示したものです。

「第4次摂津市総合計画」に示された「暮らしにやさしく笑顔があふれるまち」の実現に向け、本市のあらゆる施策の実施に当たっては、本計画の基本理念及び推進プランの趣旨を踏まえ、すべての人の人権の尊重を基本として推進します。

なお、個別に取り組む人権施策の推進に当たっては、「第3期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～」等の各分野別計画と合わせて実施します。

また、推進プランの趣旨を踏まえ、市民・学校・事業者の皆さんが、それぞれの役割に応じ、創意工夫を凝らした教育啓発活動を積極的に展開し、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることを期待します。

## 3 計画の進行管理

### (1) 計画期間

本計画の目標年次については、この度の改訂からおおむね10年間とします。第4次摂津市総合計画の目標年次が平成32年度（2020年度）であることから、総合計画の評価・検証を踏まえ、見直しを行うこととします。

ただし、社会情勢や価値観の変化に伴い、新たな人権問題が発生した場合、これに的確に対応するため、具体的施策については必要に応じて見直しを行うこととします。

### (2) 進行管理

計画の進行に当たっては、具体的施策の推進状況を毎年調査し、摂津市人権行政推進本部並びに摂津市人間尊重のまちづくり審議会に報告します。

## 4 具体的施策・計画

### (1) 人権啓発

「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」及び「人間尊重のまちづくり条例」の精神を踏まえ、様々な価値観を認め合う意識を根付かせ、やさしさにあふれ、お互いの人権を尊重しながらともに生きていく平和なまちを築くため、あらゆる偏見や差別の解消をめざし、啓発活動の充実などに取り組んでいきます。

|              |   |
|--------------|---|
| ①人権啓発推進体制の確立 | ア、人権及び男女共同参画の視点をもって、総合的に人権施策を推進するため、市職員の意識改革並びに庁内推進体制の強化に努めます。  |
|              | イ、地域に根付いた総合的な市民啓発を推進するため、摂津市人権協会をはじめとする各種市民団体及び摂津地区人権推進企業連絡会に加盟の事業所等との連携強化を図り、市民及び事業者の学習活動を支援するとともに、推進者・指導者の確保・育成に努めます。 |
|              | ウ、「摂津市男女共同参画計画」に基づき、固定的な性別役割分担意識などによる差別・偏見の解消に向け、市民に身近な施設である男女共同参画センターの機能強化に努めます。                                       |
| ②人権意識の高揚     | ア、人権週間行事や教育の場など様々な機会を活用し、国際社会の一員として広い視野に立った人権意識の高揚を図ります。  |
|              | イ、効果的な啓発手法を検討するとともに、学習教材等の資源の充実、活用に努めます。  |
|              | ウ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に記載のある13の人権課題について、正しく認識され、偏見や差別意識を払拭することができるよう、啓発に努めます。  |
|              | エ、同和問題については、未だに忌避意識が根強く、他の人権問題とも深く関連する視点を重視しながら施策を推進します。  |
|              | オ、市民並びに事業者が、人権問題を正しく理解し、相互に連携しながら学習活動に取り組めるよう支援します。   |
| ③平和意識の高揚     | ア、7月・8月を平和月間に位置付け、世代の異なる市民がともに参加できる機会を提供し、戦争の悲惨さと平和の尊さを訴え、平和意識の高揚を図ります。   |
|              | イ、世界人権宣言摂津連絡会議をはじめとする市民団体との連携を強化し、戦争体験者や被爆体験者の貴重な話や記録などを風化させないように努めます。  |
|              | ウ、市内事業所に対し、平和黙祷の実施など自主的な啓発活動の取組みを促します。  |

## (2)人権教育

小学校・中学校においては、子どもを権利の主体として尊重し、個人としての自己の確立を図り、自ら考え、判断し、行動ができ、そして豊かな感性を持つ人権感覚を身に付けた子どもを育成するとともに、市職員をはじめ、教職員、福祉関係者への人権教育の充実に努めます。

また、学校と地域の連携を深める中から、地域の教育力を活性化するとともに学校及び家庭の教育力、子育て力を高めていきます。

|          |   |
|----------|---|
| ①学校教育の充実 | ア、子どもの発達段階に応じて様々な人権問題の学習を進めるとともに、身近な差別や偏見に気づき、問題を解決する力をはぐくみます。                                    |
|          | イ、地域教育協議会(すこやかネット)の活動を通して学校・家庭・地域が連携した地域活動の活性化と教育コミュニティづくりを進めます。                                  |
| ②生涯教育の充実 | ア、地域における啓発活動を推進するため、市立公民館主催の講座等において人権問題の学習機会の提供に努めます。   |
|          | イ、家庭や地域での教育力を高めるため、保護者などを対象に子育てや家庭教育に関する講座や講演会などを開催します。   |
|          | ウ、非行、ニート・引きこもりなどに悩む保護者や青少年などに適切に対応できるよう、相談・指導を充実します。  |
| ③職員研修の充実 | ア、市職員については、行政のすべての施策に人権並びに男女共同参画の視点を持って取り組むよう、新規採用職員をはじめ、全職員に対して計画的に研修を行い、人権意識と幅広い視野を持った職員を育成します。 |
|          | イ、教職員の人権意識と指導力の向上を図ります。   |
| ④平和教育の推進 | ア、保育所・幼稚園・小中学校において、平和教育基本方針に基づき、子どもの発達段階に応じた平和学習を行います。  |
|          | イ、自国の歴史や文化に誇りを持ち、外国の多様な文化を認め合う力を育てるため、子どもの発達段階に応じた国際理解教育を推進します。                                   |

### (3)人権擁護

きめ細かな対応ができるよう人権にかかわる相談機能の充実や各種人権関係機関との連携強化を図り、市民の権利擁護や人権侵害の予防に努めます。

|              |   |
|--------------|---|
| ①人権擁護活動の推進   | ア、虐待や暴力、いじめなど人権侵害や人権に関するあらゆる問題を相談しやすくするため、関係団体などとの連携を強化し、相談体制の拡充を図るとともに、必要に応じ、ケース会議や相談事業ネットワーク会議を開催します。                       |
| ②市民のプライバシー保護 | ア、個人情報保護条例の的確な運営を図るとともに、情報化社会の進展にあわせプライバシーの権利の啓発に努めます。  |
| ③人権救済制度の確立   | ア、国の「人権救済制度の在り方」の答申を踏まえ、救済すべき事案を適切に、救済の手続きに乗せていくことができるよう、人権にかかわる相談機能の充実や相談員等の資質の向上を図るとともに、国への働きかけや関係機関との連携強化を図り、救済制度の確立に努めます。 |

#### (4) 保健福祉

個人が尊厳をもって家族や地域の中で、その人らしい自立した生活を送ることができるよう支援するために、質の高い福祉サービスを行う人材の育成・確保を支援していきます。

また、地域における公私の福祉組織の協働のもと、市民の積極的参加による地域に根ざした福祉の推進を図ります。

さらに、「健康都市宣言」の精神を踏まえ、「健康せつつ21」との整合性を図りつつ、日常的な健康づくりを積極的に支援・促進するとともに、医療機関の協力のもと、疾病の予防・早期発見・早期治療と一貫した健康管理体制を整備していきます。

|           |  |
|-----------|--|
| ①市民理解等の促進 | ア、障害者、高齢者及び子どもなどの社会的弱者に対する市民の理解を深めるため、啓発活動や教育活動を充実するとともに、相互理解を深めることにより、すべての人が暮らしやすいまちづくりや社会参加の促進を図ります。                                       |
| ②人材の確保    | ア、地域福祉活動支援センターを中核施設として保健福祉に携わるボランティアを養成します。また、障害者や認知症高齢者などで成年後見を必要とする市民に支援が届くよう人材の確保をめざします。  |
| ③就業・就労の支援 | ア、高齢者や障害者の持てる能力を労働面からもとらえ直し、積極的に支援するため、技術の習得・開発を図り、就業・就労の機会・場の充実に努めます。   |
| ④子育て情報の提供 | ア、地域・家庭における子育てを支援するため子育て支援ネットワーク推進会議の機能を充実し情報の提供を図ります。   |
| ⑤地域活動の推進  | ア、地域の一員として主体的に参加・参画できるよう、芸術や文化、スポーツ・レクリエーションなどふれあい・交流活動を拡充します。   |
| ⑥自己選択権の保障 | ア、福祉サービスの質・量両面での充実はもとより、利用者の自己選択と自己決定により、できるだけ身近なところで、総合的・効率的にサービスが利用できる体制の確立を図ります。<br>また、サービスの提供が「措置から契約」へと転換したことを踏まえ、利用者の権利擁護の仕組みづくりを進めます。 |
| ⑦都市環境の整備  | ア、高齢者や障害者をはじめ市民の誰もが安心して日常生活や社会活動を営めるよう、福祉のまちづくりを進めます。  |
|           | イ、歩道段差の解消やスロープの設置をはじめ、公共施設の計画的な改修整備に努めます。  |
|           | ウ、民間の建築物などについても、改善が図られるよう努めます。   |
| ⑧住宅の整備等   | ア、高齢者や障害者などに配慮した公営住宅の整備を促進するとともに、住宅改造に対する支援や助成などを充実します。  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| ⑨保健・予防意識の醸成        | ア、日常生活の中で健康を維持増進するという考え方を定着させるため、健康教育や健康相談などにより健康づくりに関する意識の啓発を図ります。            |
| ⑩母子並びに成人・老人保健事業の充実 | ア、各種健康診査、健康教育・健康相談、訪問指導、機能訓練、予防接種などの充実を図ります。                                   |
| ⑪防疫施策の充実           | ア、受診機会の拡充に努め、子どもから高齢者まですべての市民の疾病の予防と早期発見・早期治療に努めます。                            |
|                    | イ、高齢化などに対応した新たな保健福祉サービスについての研究を進めます。   |
|                    | ウ、感染症などに対応するため、防疫設備の充実と発生時における即応体制の整備に努めます。                                    |
| ⑫地域医療システムの構築       | ア、市民が安心して医療を受けることができるよう、市内の医療サービスの供給体制の整備を働きかけていくとともに、広域的な医療情報ネットワークの構築を検討します。 |
| ⑬生活困窮者への生活保障       | ア、生活が困窮している市民を支援し、生活保障を行うとともに、被保護者の経済的・社会的な自立を支援する体制の整備に努めます。                  |

## (5) 市民生活

働く人の雇用の安定と、働く意欲のある人々に対する雇用機会の拡大に努めるとともに、小規模事業所で働く人たちの福祉の増進を図っていきます。

また、消費者の視点に立った豊かな経済社会へ展開していくため、各種情報の提供や相談の場の確保に努め、消費者の自立と安全を支援していきます。

ごみ、廃棄物の減量化と資源ごみのリサイクルを推進し、収集体制の効率化に努めるとともに、大気、水質保全のための監視体制の強化と、環境へ配慮した企業の自主的な取組み強化を働きかけます。また、市民の環境に対する意識の啓発と実践的な取組みを進めていきます。

|                  |   |
|------------------|---|
| ①雇用の安定           | ア、関係機関との連携のもと労働相談の充実に努めます。  |
|                  | イ、高齢者や障害者、ひとり親家庭の親、若年者などへの就労機会の提供や企業への公正採用における啓発に努めます。                            |
| ②労働環境の改善         | ア、最低賃金制の周知、労働時間の短縮、障害者の雇用など労働環境の改善を企業や国・大阪府などに働きかけます。                             |
| ③消費者被害の救済        | ア、商品などに関する情報提供や消費者相談を充実します。   |
|                  | イ、公的機関との連携を強化し、製造物責任法(PL法)などに対応した商品に関する品質や安全性の確認、不当表示などに関する監視体制を充実します。            |
| ④消費者啓発活動の充実      | ア、消費者の権利や正しい商品知識・利用方法などを身に付けることができるよう、講座や街頭啓発の活動を充実します。                           |
|                  | イ、学校教育において、責任ある消費者としての自覚を持てるよう消費者教育を充実します。  |
| ⑤環境意識の高揚         | ア、資源の有効活用やリサイクル、環境、エネルギーなど地球環境に対する市民一人ひとりの責務を自覚し、身近で実践的な活動ができるよう、環境教育や啓発活動を充実します。 |
|                  | イ、市民や企業の自主的な取組みを促進します。  |
| ⑥自然環境の保全         | ア、河川や水辺に生息する動植物の観察会などを通じて身近な自然と接することにより、自然環境の大切さの啓発を図っていきます。                      |
| ⑦ごみの減量化・リサイクルの推進 | ア、ごみの減量化・リサイクルについての市民意識の高揚を図ります。  |
|                  | イ、生ごみ処理容器の啓発やこども会等による再資源物回収など、自主的な廃棄物減量・リサイクル活動を支援・育成します。                         |
|                  | ウ、自治会などの協力を求めながら、リサイクルシステムなどの進展にあわせ分別収集を拡大します。                                    |
| ⑧廃棄物処理の徹底        | ア、事業所などからの一般廃棄物の適正な処理について、啓発・指導を強化します。  |
|                  | イ、不法投棄・不適切処理に対する指導・監視を強化します。  |

## (6)国際化

様々な国や地域との市民主体の交流を積極的に進めることにより、新たな出会いとふれあいの機会を広げるとともに、異なる文化、習慣、価値観等を理解し、これを尊重し合う、共生の心を育てるための教育啓発活動の充実に努めます。

|                |  |
|----------------|--|
| ①交流意識の醸成       | ア、文化や生活習慣の相違などの相互理解を深めることができるよう、本市国際交流協会との連携により、語学研修や文化交流など、様々な取組みを行います。 |
| ②外国人に開かれたまちづくり | ア、在日外国人の基本的な人権を尊重し相互理解を深めるとともに、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めます。                     |
|                | イ、公共施設などの外国語表記、各種制度や避難場所などの外国語パンフレットの作成に努めます。                            |



# III 資料編



## 憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言

私たちは、憲法で戦争を放棄し、世界の恒久平和の実現に貢献することを誓っています。

しかしながら、世界各地では武力紛争が絶えず、とりわけ核兵器は、人類のみならず生命の宿るすべての生存を脅かし地球環境を破滅するものであり、核兵器の廃絶が強く求められています。

国際社会の新たな秩序と安定が求められている今日、国籍や民族、宗教の違いを認め合い、平和のうちに生存する権利並びに人間としての尊厳および幸福追求の権利が尊重されることが全人類の切実な願いになっています。

ここに、摂津市は国内外の平和を愛する人たちとともに非核・平和を訴え、この地球から核兵器をなくし、人間としてともに生きる喜びがあふれる社会の実現に積極的に取り組むことを決意し、憲法を守り人間を尊重する平和都市になることを宣言します。

昭和 58 年 3 月 30 日（平成 11 年 4 月 1 日改正）

# 摂津市人間尊重のまちづくり条例

平成9年3月28日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民は基本的人権を享有し、法の下において平等であるとする日本国憲法及びすべての人間は生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとする世界人権宣言の精神を基本理念として、部落差別や女性差別など、さまざまな差別（以下「差別」という。）をなくし、人権意識の高揚を図り、すべての市民の人権が尊重される人間尊重のまちづくりを推進することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、人間を尊重するまちづくりを目指し、差別をなくすため、人権擁護に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

2 市は、前項の施策を効果的に推進するため、国、大阪府その他人権関係団体等と連携を図るものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、日本国憲法によって保障された基本的人権を互いに尊重し、市の行う人権擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(啓発活動の推進)

第4条 市及び市民は、人権啓発活動を通し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の醸成を促進するよう努めるものとする。

2 市は、前項の人権啓発活動を充実させるため、学校、家庭、市民団体その他事業者等と密接な連携を図るものとする。

(審議会)

第5条 人権擁護に関する重要事項を審議するため、摂津市人間尊重のまちづくり審議会を設置する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 社会の現状と市民の意識（人権課題別）

### <社会全体の様子>

少子・高齢化の急速な進行、家族形態の変化に伴い、人々の生き方や価値観も多様化しています。

#### ◆少子化の現状

##### 【合計特殊出生率の推移】

| 平成 17 年 (2005 年) | 平成 21 年 (2009 年) | 平成 22 年 (2010 年) | 平成 23 年 (2011 年) |
|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 1.26 人           | 1.37 人           | 1.39 人           | 1.39 人           |
| ※過去最低を更新         | 前年同様横ばい          | 前年同様横ばい          | 前年同様横ばい          |

長期的な少子化の傾向が継続している。

※参考：大阪府 平成 16 年 1.20 人 ⇒ 平成 21 年 1.28 人  
平成 22 年 1.33 人  
平成 23 年 1.33 人

#### ◆高齢化の現状

『平成 24 年版 高齢社会白書』によると、日本の高齢化率（65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は、平成 23 年（2011 年）10 月 1 日現在 23.3%となった。

また、平成 24 年 1 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると、平成 25 年（2013 年）には高齢化率が 25.1%で 4 人に 1 人となり、平成 47 年（2035 年）には 33.4%で 3 人に 1 人、さらに平成 72 年（2060 年）には 39.9%に達し、国民の約 2.5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されている。

#### ◆摂津市の将来人口（推計）

|           | 平成 21 年 (2009 年) | 平成 27 年 (2015 年) | 平成 32 年 (2020 年) |
|-----------|------------------|------------------|------------------|
| 男性        | 42,385 人         | 42,033 人         | 40,850 人         |
| 女性        | 41,579 人         | 40,467 人         | 39,150 人         |
| 0～14 歳    | 14.5%            | 13.5%            | 12.5%            |
| 15 歳～64 歳 | 66.5%            | 62.9%            | 62.5%            |
| 65 歳以上    | 19.1%            | 23.6%            | 25.0%            |
| 合計        | 83,964 人         | 82,500 人         | 80,000 人         |

※第 4 次摂津市総合計画より抜粋

◆市民の意識（「人権問題に関する市民意識調査報告書（平成 19 年 7 月）」より）

①「人間社会では、ある程度の差別はしかたがない」

⇒否定的意見（「どちらかといえばそう思わない」・「そう思わない」）の割合 42.9%

②「人権を守るためには、国や市は積極的に、必要な対策をとるべきと思う」

⇒「現状で十分である（5.4%）」との意見を大きく上回り、45.5%が「必要と思う」としている。

③「日本の社会にある人権問題」（「あると思う」・「かなりあると思う」の合計）

⇒1位：障害者に関する人権問題（77.2%）

2位：女性に関する人権問題（70.3%）

3位：犯罪被害者等に関する人権問題（68.6%）

4位：高齢者に関する人権問題（68.3%）

5位：H I V（エイズ）などの感染症に関する人権問題（67.8%）

6位：子どもに関する人権問題（61.6%）

## <女性>

職域の拡大等、女性の社会進出が進み、また一方で、積極的に家庭や地域で活躍される男性も見受けられるようになってきました。しかし、固定的な性別役割分担意識やジェンダーに基づく差別・偏見は未だに根強いものがあり、個人の自立を阻む大きな要因になっているといえます。

また、長期的な経済不況化において、特に女性は相対的貧困率が高く、母子家庭や高齢女性でその傾向が顕著となっています。

さらには、重大な人権侵害である女性に対する暴力は、DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春など様々な形態で存在し、家庭や地域、職場、学校等あらゆる状況下で起こっているにも関わらず、潜在化する傾向にあるとともに、社会の理解も不十分で、個人の問題とされがちです。

◆子育て期の女性の労働の現状（『平成 24 年版 男女共同参画白書』より）

・岩手県・宮城県及び福島県を除く全国の労働力人口は、平均 6,261 万人。（前年に比べ 36 万人減少）

男性：3,629 万人（前年比 25 万人減）

女性：2,632 万人（前年比 11 万人減）

平成 23 年の労働力人口における女性の割合は、42.0%となっている。

- ・女性の年齢階級別労働力率は依然として「M字カーブ」を描いているが、そのカーブは以前に比べかなり浅くなっており、M字部分の底となっている年齢階級も変化している。
- ・女性の非正規雇用者は高い割合で推移。  
男女ともにパート・アルバイトなどの非正規雇用者の割合は上昇傾向にあり、特に女性はその割合が昭和60年の32.1%から平成23年には54.7%まで上昇し、過半数を占めている。
- ・女性の勤続年数は徐々に長期化傾向にあるが、管理職に占める女性の割合は依然として少ない。
- ・男女の給与所得には大きな差がある。  
1年間通じて勤務した給与所得者について男女別の給与水準を見ると  
300万円以下の所得者の割合 : 男性23.4%に対し、女性66.2%  
700万円超の所得者の割合 : 男性18.1%に対し、女性2.7%
- ・共働き世帯が片働き世帯を上回って推移。  
昭和55年以降、共働き世帯が増加し、平成9年以降は共働き世帯数が片働き世帯を上回った。  
平成23年 共働き世帯：987万世帯  
片働き世帯：773万世帯

◆配偶者等からの暴力の実態（『平成24年版 男女共同参画白書』より）

- ・配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から「身体に対する暴力」「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」「性的な行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」という人は、女性10.6%、男性3.3%。
- ・配偶者等から暴力を受けた被害者が、相手と離れて生活を始めるに当たって困ったことは、「当面の生活をするために必要なお金がない」（54.9%）、「自分の体調や気持ちが回復していない」（52.9%）、「住所を知られないようにするために住民票を移せない」（52.6%）等となっており、被害者の多くが一人で複数の困難な状況に置かれていた。
- ・警察庁の統計によると、平成23年度中に検挙した配偶者（内縁関係を含む。）間における殺人、傷害、暴行は3,091件、その内2,829件（91.5%）は女性が被害者となっている。

◆市民の意識（「人権問題に関する市民意識調査報告（平成19年7月）」より）

①女性の働く環境について

⇒否定的意見（あまり整っていない・整っていない）の割合51.4%

特に女性の若い世代で「整っていない」という意見の占める割合が高い。

②職場における制度や慣習に関する考え方

⇒「男女間での賃金や昇給・昇格等の格差」を「よくない」とする意見の割合65.8%

### ③セクシュアル・ハラスメントの経験

⇒「いやがっているのに性に関する話をした（聞かされた）」についての経験者は  
51.0%

⇒「宴会でのお酌やデュエットの強要」についての経験者は 42.4%

## <子ども>

社会経済状況や家族形態の変化等により、子育てに対する不安感や負担感は大きく、子どもに対する虐待の増加、学校における暴力行為やいじめ、自殺、不登校の問題など、子どもを取り巻く環境はますます深刻になっています。

また、就労と子育ての両立支援のため、保育所や学童保育に対するニーズが高まっており、待機児童の解消が課題となっています。

### ◆市民の意識（「人権問題に関する市民意識調査報告書（平成 19 年 7 月）」より

#### ①子どもに関する人権上の問題について、特に問題になっていると思うこと

⇒1位：保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの児童虐待（86.5%）

2位：子どもによる暴力や仲間はずれ、無視などのいじめ（71.9%）

3位：不審者によるつきまといや殺傷など、子どもの安全をおびやかす行為（70.8%）

4位：暴力や性など、子どもにとって有害な情報の氾濫（62.6%）

5位：児童買春・児童ポルノ（55.5%）

## <高齢者>

年齢を重ねることによる体力の低下については、誰しも避けることのできない問題ではありますが、個人差もあり、高齢であっても意欲的に社会に参加している人はたくさんいます。しかし、「高齢」であることだけを理由に、「年寄りの出る幕ではない」と言わんばかりに社会参加の機会が奪われていることがあります。

また、社会状況や家族形態等の変化により、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加する傾向にあります。地域から孤立した介護者、男性介護者、老老介護、親と無職の子ども  
の家庭、生活困窮家庭等、ハイリスクの世帯が見えており、高齢者虐待、高齢者世帯の安否確認、認知症に対する正しい知識の啓発等の取組みが課題です。

◆市民の意識（「人権問題に関する市民意識調査報告書（平成 19 年 7 月）」）より

①高齢者に対する態度

⇒「若い者からうっとうしがられないように、高齢者自身も気をつけるべき」 39.5%

## <障害者>

駅のエレベーターの設置、リフト付きバスの導入、点字ブロックや公共の場における案内表示板の設置等々、障害のある人も地域の中で当たり前暮らすことができるために必要な物理的なバリアは解消されつつあります。

しかし、心のバリアは、まだまだ解消されていません。障害及び障害のある人に対する理解が不十分であることから、忌避意識や差別の事例として住宅への入居拒否、就職差別、住居地域における障害者施設の建設反対運動等が起こっています。

◆市民の意識（「人権問題に関する市民意識調査報告書（平成 19 年 7 月）」）より

①ノーマライゼーションに関する考え方

⇒「障害がある人も、ない人も、ともに暮らせる地域社会にしていくことが望ましいと思う」 73.1%

②障害者施設建設の反対運動に対する考え方

⇒「精神障害者がまちの中で、地域住民とともに生活するのは望ましいことであり、反対するのは差別だと思う」 43.2%

「精神障害者の施設ができると、地域のイメージが悪くなるので、反対するのもやむを得ないと思う」 11.6%

「どちらともいえない」 43.1%

# 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国連総会採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 2 1 条 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 2 2 条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 2 3 条 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 2 4 条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 2 5 条 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 2 6 条 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的

としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

※外務省による「世界人権宣言」仮訳文を基に編集しました。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日

法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

2 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 国内外の動き

| 年                | 国連等   | 国  | 摂津市                                |
|------------------|---|--|------------------------------------|
| 昭和20年<br>(1945)  | 「国際連合憲章」／10月発効  |  |                                    |
| 昭和22年<br>(1947年) |   | 「日本国憲法」施行<br>「教育基本法」施行<br>「労働基準法」施行                  |                                    |
| 昭和23年<br>(1948年) | 「世界人権宣言」採択(12月)   | 「児童福祉法」施行  |                                    |
| 昭和24年<br>(1949年) | 「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約(人身売買禁止条約)」採択(12月)<br>／1951年7月発効 |  |                                    |
| 昭和25年<br>(1950年) |   | 「身体障害者福祉法」施行<br>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行<br>「生活保護法」施行 |                                    |
| 昭和26年<br>(1951年) | 「難民の地位に関する条約(難民条約)」採択(7月)<br>／1954年4月発効                 |  |                                    |
| 昭和28年<br>(1953年) | 「婦人の参政権に関する条約(婦人参政権条約)」採択(3月)<br>／1954年7月発効             |  |                                    |
| 昭和35年<br>(1960年) |   | 「知的障害者福祉法」施行<br>「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行                 |                                    |
| 昭和38年<br>(1963年) |   | 「老人福祉法」施行  |                                    |
| 昭和40年<br>(1965年) | 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択(12月)<br>／1969年1月発効 | 「同和对策審議会答申」  |                                    |
| 昭和41年<br>(1966年) | 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」採択(12月)<br>／1976年1月発効      |  |                                    |
|                  | 「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」採択(12月)<br>／1976年3月発効          |  | 三島町が単独市制を施行。「三島市」が誕生、「摂津市」に改称(11月) |

| 年                | 国連等   | 国   | 摂津市   |
|------------------|---|---|---|
| 昭和42年<br>(1967年) | 「難民の地位に関する議定書」採<br>択(1月)<br>／1967年10月発効   |   |   |
| 昭和44年<br>(1969年) |   | 「同和对策事業特別措置法」施<br>行                         |   |
| 昭和46年<br>(1971年) |   | 「高年齢者等の雇用の安定等に<br>関する法律」施行                  |   |
| 昭和47年<br>(1972年) |   |   | 「摂津市同和事業促進協議会」<br>発足(4月)                                |
| 昭和53年<br>(1978年) |   |   | 「摂津市人権教育推進委員協議<br>会」発足(12月)                             |
| 昭和54年<br>(1979年) | 「女子に対する差別の撤廃に関<br>する条約(女子差別撤廃条約)」<br>採択(12月)<br>／1981年9月発効                        |   | 「摂津地区企業内同和問題研修<br>推進員連絡会」発足(6月)                         |
| 昭和55年<br>(1980年) |   |   | 「摂津市人権啓発推進会議」設<br>置(3月)<br>「摂津市雇用促進協議会議」設<br>置(3月)      |
| 昭和56年<br>(1981年) |   | 「犯罪被害者等給付金の支給等<br>による犯罪被害者等の支援に関<br>する法律」施行 |   |
| 昭和57年<br>(1982年) |   | 「地域改善対策特別措置法」施<br>行                         |   |
| 昭和58年<br>(1983年) |   |   | 「憲法を守り人間を尊重する平和<br>都市宣言」(3月)                            |
| 昭和59年<br>(1984年) | 「拷問及び他の残虐な、非人道<br>的な又は品位を傷つける取扱い<br>又は刑罰に関する条約(拷問等<br>禁止条約)」採択(12月)<br>／1987年6月発効 |   | 「障害者福祉都市(ふれあい都<br>市)宣言」(4月)<br>「世界人権宣言摂津連絡会議」<br>設置(7月) |
| 昭和60年<br>(1985年) |   |   | 「同和问题解決(部落解放)・人<br>権確立要求摂津実行委員会」設<br>置(5月)              |

| 年                | 国連等                                    | 国  | 摂津市  |
|------------------|--|--|--|
| 昭和61年<br>(1986年) |  | 「男女雇用機会均等法」施行  | 「健康都市宣言」(4月)   |
| 昭和62年<br>(1987年) |  | 「地域改善対策特定事業に係る<br>国の財政上の特別措置に関する<br>法律(地对財特法)」施行                       |  |
| 平成元年<br>(1989年)  | 「児童の権利に関する条約」採択<br>(11月)<br>／1990年9月発効 |  |  |
| 平成2年<br>(1990年)  |  |  | 「人権問題に関する市民意識調査」実施(11月)  |
| 平成4年<br>(1992年)  |  | 「育児休業、介護休業等育児又は<br>家族介護を行う労働者の福祉<br>に関する法律」施行                          |  |
| 平成5年<br>(1993年)  |  | 「障害者基本法」施行   |  |
| 平成6年<br>(1994年)  |  |  | 「環境創造都市宣言」(4月)<br>「暴力追放都市宣言」(4月)   |
| 平成7年<br>(1995年)  |  | 「高齢社会対策基本法」施行  |  |
| 平成8年<br>(1996年)  |  | 「らい予防法の廃止に関する法律」施行   |  |
| 平成9年<br>(1997年)  |  | 「人権擁護施策推進法」施行<br><br>「アイヌ文化の振興並びにアイヌ<br>の伝統等に関する知識の普及及び<br>啓発に関する法律」施行 | 摂津市人権教育啓発推進協議<br>会発足(「摂津市同和事業促進<br>協議会」と「摂津市人権教育推進<br>委員協議会」が発展的統合)(2<br>月)<br>「摂津市人間尊重のまちづくり条<br>例」制定(4月)<br>市長公室人権室「同和对策課」<br>を「人権同和对策課」に課名変<br>更(4月)<br>「人権女性政策課」を「女性政策<br>課」に課名変更(4月)<br>「摂津市人間尊重のまちづくり審<br>議会」設置(12月)<br>「摂津市同和行政基本方針」策<br>定(12月) |
| 平成10年<br>(1998年) |  |  | 「人権教育のための国連10年摂<br>津市行動計画」策定(7月)<br>「人権問題に関する市民意識調査」実施(11月)  |

| 年                | 国連等   | 国  | 摂津市   |
|------------------|---|--|---|
| 平成11年<br>(1999年) |   | 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法)」施行<br><br>「男女共同参画社会基本法」施行<br><br>「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」施行 | 「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」改正(4月)  |
| 平成12年<br>(2000年) | 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択(5月)／2002年2月発効<br><br>「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択(5月)／2002年1月発効 | 「児童虐待の防止等に関する法律」施行<br><br>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行<br><br>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行  | 「健康都市宣言」改正(7月)  |
| 平成13年<br>(2001年) |   | 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行<br><br>「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行<br><br>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行                      |   |
| 平成14年<br>(2002年) |   | 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行<br><br>「身体障害者補助犬法」施行<br><br>「プロバイダ責任制限法」施行   | 「人権教育のための国連10年摂津市後期行動計画」策定(1月)<br><br>「摂津地区企業内同和問題研修推進員連絡会」の名称を「摂津地区人権推進企業連絡会」に改称(5月) |
| 平成15年<br>(2003年) |   | 「個人情報の保護に関する法律」施行<br><br>「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行   |   |
| 平成16年<br>(2004年) |   | 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行  | 「人権行政推進計画」策定(4月)  |
| 平成17年<br>(2005年) |   | 「犯罪被害者等基本法」施行<br><br>「発達障害者支援法」施行  | 「人権教育のための国連10年摂津市改定後期行動計画」策定(1月)<br>摂津市人権教育啓発推進協議会を「摂津市人権協会」に改組し、名称変更                 |

| 年                | 国連等   | 国  | 摂津市  |
|------------------|---|--|--|
| 平成18年<br>(2006年) | 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)」採択(12月)<br>／2010年12月発効 | 「障害者自立支援法」施行<br>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行<br>「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」施行<br>「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行<br>「自殺対策基本法」施行<br>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 | 「子どもの安全安心都市宣言」(4月)<br>「摂津市戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部」設置(8月)<br>「人権問題に関する市民意識調査」実施(10月) |
| 平成19年<br>(2007年) |   | 「探偵業の業務の適正化に関する法律」施行<br>「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」施行   |  |
| 平成21年<br>(2009年) |   | 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行<br>「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行  |  |
| 平成22年<br>(2010年) |   | 「子ども・若者育成支援推進法」施行  |  |
| 平成23年<br>(2011年) |   |  | 機構改革により、人権室にあった「人権推進課」と「女性政策課」が統合し、「人権女性政策課」に再編(4月)                              |

※「国連等」及び「国」の動きについては、主に大阪府発行の人権情報ガイド「ゆまにてなになわ Vol. 26」を参照し、記載。

※「国連等」の記載内容は、国連が中心となって作成した人権関係条約のうち、日本が締結した条約を記載。

## 摂津市人権行政推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 人間尊重のまちづくりを目指し、あらゆる差別をなくすとともに、本市の人権擁護に関する施策を総合的に企画調整し、計画的に推進するため、摂津市人権行政推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市の人権行政関係施策の推進のための計画（以下「計画」という。）及びその実施に関すること。
- (2) 計画の策定及び実施における関係部局間の総合調整に関すること。
- (3) 計画の実施における国、大阪府その他人権関係団体等との連携のために必要な事項の調整等に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、部長級の者をもって充てる。

### (本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長の中からあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 推進本部の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (幹事会)

第6条 人権行政施策の実務的事項を協議するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事をもって組織する。
- 3 幹事は、別表に掲げる課の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

### (専門部会)

第7条 幹事会は、推進本部の職務の遂行に必要な特定の事項について調査研究をさせるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、幹事及び幹事が推薦する職員をもって組織する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、市長公室人権女性政策課において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

- |             |
|-------------|
| (1) 人事課     |
| (2) 人権女性政策課 |
| (3) 防災管財課   |
| (4) 自治振興課   |
| (5) 市民課     |
| (6) 産業振興課   |
| (7) 保健福祉課   |
| (8) 生活支援課   |
| (9) 高齢介護課   |
| (10) 障害福祉課  |
| (11) 子育て支援課 |
| (12) 学校教育課  |
| (13) こども教育課 |
| (14) 児童相談課  |





摂津市人権行政推進計画（改訂版）

平成 25 年（2013 年）5 月

発行 摂津市 市長公室 人権女性政策課

〒566-8555 摂津市三島一丁目 1 番 1 号

TEL 06-6383-1111 / 072-638-0007

FAX 06-6319-5970